

令和7事業年度 子ども・子育て支援納付金関係業務事業計画

令和7事業年度における子ども・子育て支援納付金関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

「子ども・子育て支援法第七十一条の十四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金に同項各号に掲げる事務の全部を行わせることとした件」(令和6年こども家庭庁告示第17号)に基づき、子ども・子育て支援納付金関係業務の円滑な施行のために必要なシステム開発、健康保険者等からの報告の受領、子ども・子育て支援納付金の算定等を行うものである。